

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁 丙地発第23号、丙生企発第109号  
丙少発第32号、丙保発第19号  
丙刑企発第62号、丙捜一発第13号  
丙組企発第46号、丙暴発第3号  
丙国捜発第98号、丙備企発第323号  
丙外事発第134号

平成29年12月21日  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長  
警察庁警備局長

地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について(通達)

地域警察官が実施する犯罪被害者への訪問・連絡活動については、「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について(通達)」(平成19年2月21日付け警察庁丙地発第6号ほか)により実施してきたところであるが、平成30年1月1日から、別添「地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動実施要領」により実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

## 別添

### 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について」（平成28年4月1日付け警察庁乙官発第12号ほか）第2の2(1)ケに基づき、警察署の地域警察官による犯罪被害者又はその遺族（以下「被害者」という。）への訪問・連絡活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）を効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 被害者訪問・連絡活動の対象者

被害者訪問・連絡活動の対象者（以下「対象者」という。）は、「被害者連絡実施要領」（平成29年7月12日付け警察庁丙刑企発第49号ほか）第5の2に基づき身体犯の事件担当捜査員が確認した結果、地域警察官による訪問・連絡活動を希望した被害者又はその保護者（被害者が少年の場合に限る。）とする。

#### 第3 実施要領

被害者訪問・連絡活動は、次により、対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）において実施するものとする。

##### 1 被害者連絡経過票の写しの送付

被害者が被害者訪問・連絡活動を希望したときは、当該被害者に対する被害者連絡を担当する警察署（以下「被害者連絡担当警察署」という。）の事件の捜査（触法少年事案の調査を含む。）を担当する課（以下「事件捜査課」という。）の長は、当該警察署長の承認を得て、住居地管轄警察署の地域課長に対し、被害者連絡実施要領第4の3(1)に定める「被害者連絡経過票」又はこれに準じた書面（以下「経過票等」という。）の写しを送付するものとする。この場合において、被害者連絡担当警察署と住居地管轄警察署が異なるときは、あらかじめ被害者連絡担当警察署の長は、住居地管轄警察署の長と協議するものとする。

##### 2 被害者訪問担当係の指定等

(1) 経過票等の写しの送付を受けた警察署の地域課長は、地域課において庶務的業務を行っている者のうち1名を被害者訪問担当係に指定し、以下の業務を行わせる。

- ア 経過票等の写しの受理、保管及び管理
- イ 被害者訪問・連絡活動実施結果の報告書の保管及び管理
- ウ 関係部門等との連絡及び調整
- エ その他地域課長が命じた業務

(2) 被害者訪問担当係は、被害者訪問・連絡活動を担当する地域警察官（以下「担当警察官」という。）の不在時に対象者から問い合わせがあった場合には、一時的に対応するとともに、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

### 3 担当警察官の指定

経過票等の写しの送付を受けた地域課長は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定する。ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

### 4 被害者訪問・連絡活動の実施

- (1) 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。

被害者訪問・連絡活動を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

- (2) 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。

また、経過票等の写しの記載内容やその他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

- (3) 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施した都度、実施結果の報告書を作成し、又は被害者訪問担当係が保管する経過票等の写しの経過欄に実施結果を記載するなどした上で、地域課長に報告するものとする。

### 5 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、地域課長は、当該警察署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

### 6 事件捜査課との連携

地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合及び打ち切った場合には、その都度、事件捜査課の長にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

## 第4 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、経過票等の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。